

企業局だより

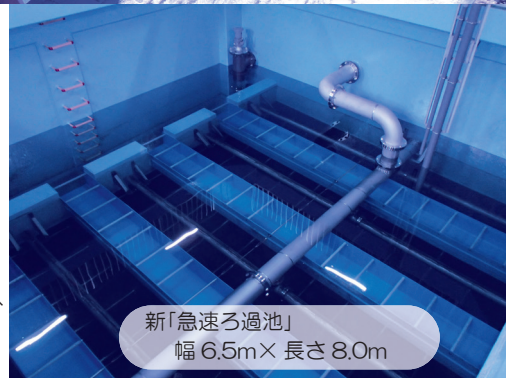
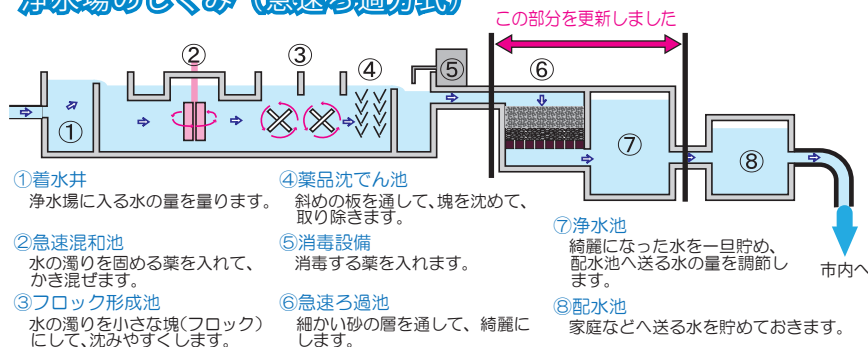
No.33

令和4年(2022年)
4月号

『赤川高区浄水場 新ろ過施設』が 3月16日に供用開始しました

企業局では、安全で良質な水の安定供給を図るため、計画的・効果的な老朽施設の更新に取り組んでおり、「ろ過施設」につきましても、そのような目的のもと、各種関連工事を進めてまいりました。新ろ過施設では、ろ過池数が8池から6池となり、1日当たりの浄水処理能力も35,000 m³から30,000 m³へ縮小するなど、本市の人口減少に対応した施設規模としております。

浄水場のしくみ(急速ろ過方式)



令和4年5月から 水道の『検針票』が変わります

〈新しい検針票：ﾀ114 mm ｺ180 mm〉

企業局では、水道メーターの検針の際にお渡ししている検針票(水道使用量等のお知らせ)について、令和4年5月の検針時から様式を変更します。

形は、従来の「タテ型」から「ヨコ型」に変わりますが、記載内容にはほとんど変更がなく、お客さまセンターへのお問合せ時に必要となる「お客さま番号」の記載が大きくなるなど、大変見やすい表記となっております。

これまでの検針票のデザインから、新様式となることにより、変更当初は不慣れな点があるかもしれませんが、ご理解の程よろしく願いいたします。

※ お住まいの地域によって検針時期に違いがあるため、検針票をお渡しの時期が異なります。

水道・下水道使用量等のお知らせ				水道料金・下水道使用料 口座振替済のお知らせ			
使用場所 函館市末広町5番14号 アクロス十字街 お客さま氏名 水道 太郎 様 令和4年 5・6月分				検針期間 令和4年 4月21日～令和4年 6月20日 用途 家庭用 口径 20mm 下水区分 処理			
今回検針 1,100 m ³ 前回検針 1,070 m ³ 差引使用量 30 m ³ 取付検針 取付検針 取替時水量 取替時水量 認定理由 認定理由 認定水量 認定水量 今回使用量 30 m ³ 前回使用量 27 m ³ 前回料金 7,333 円 検針日 令和4年 6月20日 検針員 ○○○				区 分 水 道 下 水 道 使用量 30 m ³ 30 m ³ 金 額 3,618 円 4,520 円 内消費税額(10%) 328 円 410 円 請求予定金額 8,138 円 口座振替予定日 令和4年 8月26日 検針票 〇〇〇			
〇このお知らせ書で料金のお支払いはできません。 〇前払検針の場合は、後日、納入通知書をお送りいたします。				検針期間 令和3年12月21日～令和4年 2月20日 区 分 水 道 下 水 道 使用量 27 m ³ 27 m ³ 金 額 3,265 円 4,068 円 内消費税額(10%) 296 円 369 円 振替金額 7,333 円 口座振替日 令和4年 4月26日 振替区分 令和3年11・12月分 (令和4年 3月26日振替) 振替金額 7,600 円 上記の金額をご指定の口座から振替させていただきます。			
お問合せ先 函館市水道お客さまセンター 電話 27-3666 <戸井・恵山・鶴田・南茅部支所の区域にお住まいの方> 函館市水道お客さまセンター東部営業所 電話 86-3533 <<受託者 第一環境株式会社>>				函館市企業局			

検針に関するお問い合わせは

函館市水道お客さまセンター

函館市水道お客さまセンター東部営業所

☎27-3666

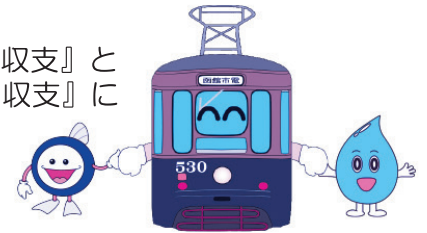
☎86-3533

令和4(2022)年度の各事業会計予算がまとまりました

地方公営企業の予算は、

施設の維持管理や日々の営業活動に必要な収入と支出からなる『収益的収支』と
新たな施設の整備や既存施設の改良に必要な収入と支出からなる『資本的収支』に
分かれています。予算の詳細は、市のHPでご覧いただけます。

■お問合せ 経理課 ☎27-8721



水道事業

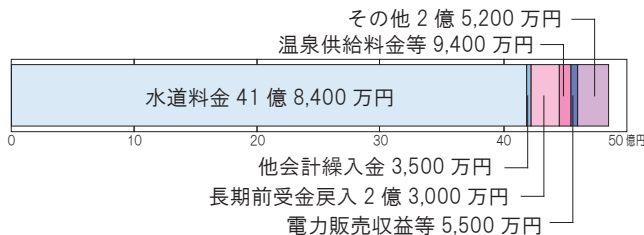
主な事業

- 老朽化した赤川高区浄水場のプラント設備を更新します。
- 耐震性を考慮した老朽管の更新および適正水圧の確保を目的とした管路整備のため、配水管6,999mを布設します。
- 温泉の安定供給を図るため、老朽化している温泉供給管451mを更新します。

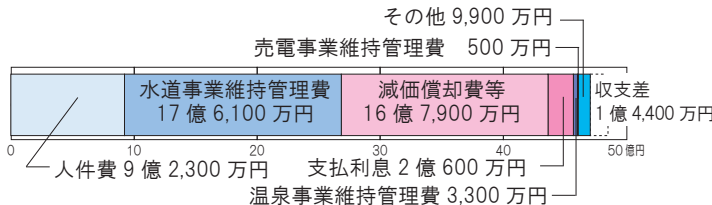
令和4(2022)年度 業務の予定量	
水道給水栓数	129,103 栓
水道年間総配水量	31,864,500 m ³
水道1日平均給水量	87,300 m ³
温泉1日供給量	3,730 m ³
年間販売電力量	1,463,680 kWh

収益的収支

■収入 48億5,000万円

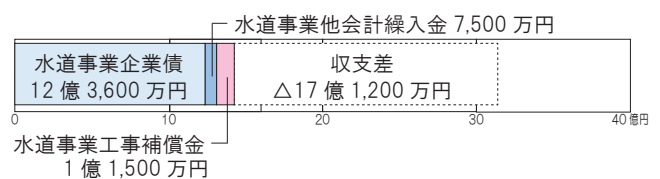


■支出 47億600万円

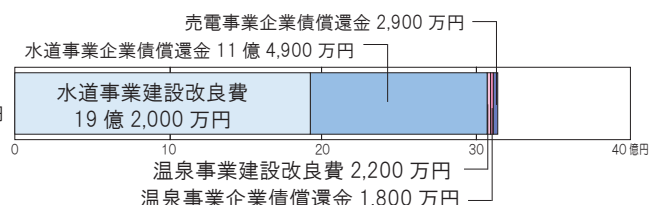


資本的収支

■収入 14億2,600万円



■支出 31億3,800万円



資本的収支の不足額は、減価償却費などの企業内部に留保される資金で補てんします。

直結増圧給水方式について

直結増圧給水とは、配水管の水圧のみでは不足する圧力を補うために、増圧装置を設置することにより、10階程度までの高層階でも直結給水を可能とする方式です。

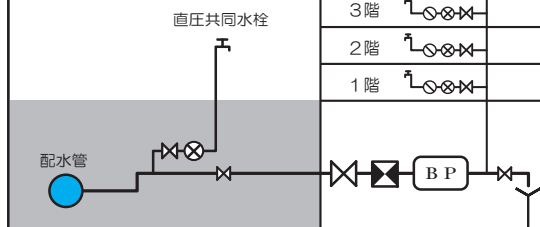
建物の用途や使用目的等により、設置できない場合もありますので、適用条件など詳しいことは、市HPをご覧ください。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014011601246/>

■お問合せ
業務課給排水検査担当
☎27-8743

直結増圧給水方式（集合住宅例）

- ⊗ : 止水用具
- ⊗ : 水道メーター
- ⊗ : 水抜きバルブ
- (逆止機構付)
- ⊗ : 減圧逆流防止装置
- BP : 直結増圧装置



漏水調査のお知らせ

限りある水資源の有効活用や漏水による事故などを未然に防止するため、道路内の水道管からお客さまの敷地内にある水道メーターまでの漏水調査を行います。

腕章と身分証明書を携帯した企業局の受託事業者が各ご家庭に伺い、敷地内にある水道メーターに音聴棒をあてて漏水の有無を調べますので、ご理解とご協力をお願いします。詳しくは、下記担当へお問合せください。

■期間 5月～11月

■時間 午前9時頃～午後5時頃

※ この時間以外でご家庭の敷地内調査をすることはありません。

ただし、道路では夜間も漏水調査を実施します。

■お問合せ
水道管路等維持担当
☎27-8753



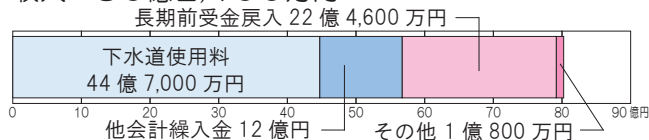
公共下水道事業

令和4(2022)年度 業務の予定量

排水戸数	116,713 戸
年間総排水量	26,024,500 m ³
1日平均排水量	71,300 m ³

収益的収支

■収入 80億2,400万円



■支出 67億5,600万円



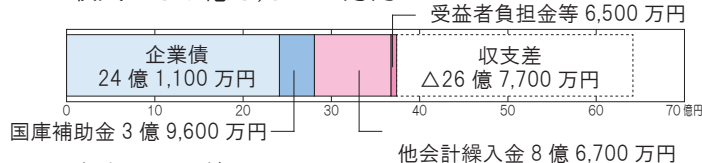
主な事業

○汚水管きよなどの布設や老朽管対策のため、下水管きよ3,696mを整備します。

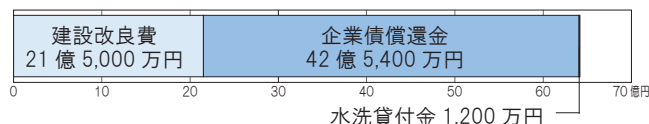
○志海苔ポンプ場の電気計装設備や終末処理場の電気計装設備などを更新します。

資本的収支

■収入 37億3,900万円



■支出 64億1,600万円



資本的収支の不足額は、減価償却費などの企業内部に留保される資金で補てんします。

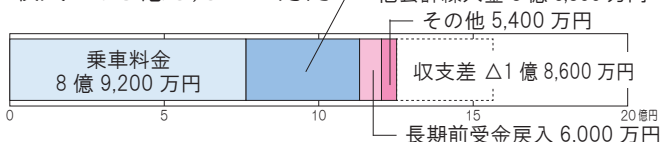
交通事業

令和4(2022)年度 業務の予定量

車両数	32 両
年間走行キロメートル	934,905 km
年間総輸送人員	4,869,210 人
1日平均輸送人員	13,340 人

収益的収支

■収入 13億6,900万円



■支出 15億5,500万円



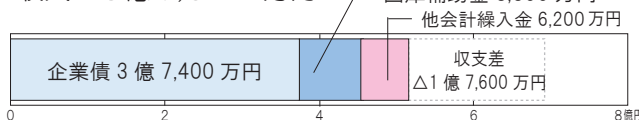
主な事業

○軌道の老朽化対策のため、軌道174.8mを整備します。

○超低床電車1両を購入します。

資本的収支

■収入 5億1,900万円



■支出 6億9,500万円



資本的収支の不足額は、減価償却費などの企業内部に留保される資金で補てんします。

水洗トイレで快適な生活を！

下水道の処理区域に指定された区域では、3年以内にトイレを水洗式にしなければなりません。

また、浄化槽を設置している方は遅滞なく浄化槽を廃止し、公共下水道へ接続替えしなければなりません。

企業局では、くみ取り便所の水洗化や浄化槽を下水道に切り替えるための無利子の貸付制度を設けていますので、最寄の指定排水設備工事業者にお申し込みください。

なお、工事に伴うトラブルを防止するため、工事内容や経費については工事業者と十分話し合い、見積書を忘れずにもらいましょう。

■お問合せ 料金課調定担当 ☎27-4132

水洗便所改造資金

【貸付限度額】
大便器1基につき46万円以内
【返済方法】
40ヶ月以内の月賦償還

浄化槽切替資金

【貸付限度額】
1棟1槽につき20万円
【返済方法】
20ヶ月以内の月賦償還

※ 貸付要件など詳しいことは、市HPをご覧ください。担当へお問合せください。



受水槽式給水の建物にお住まいの方へ～非常用散水栓について～

受水槽式給水の建物では、停電等により建物内に水を送るポンプが停止した場合、配水管からは送水されていても建物内では水が出なくなります。この場合でも、配水管に直接つながっている散水栓等が設置されていると、そこから水が出ますので、お住まいの方は、建物を管理している方に直結散水栓の有無等の確認をお願いします。

また、建物を管理されている方で直結の散水栓等の設置を検討されている場合は、指定給水装置工事業者へ相談してください。

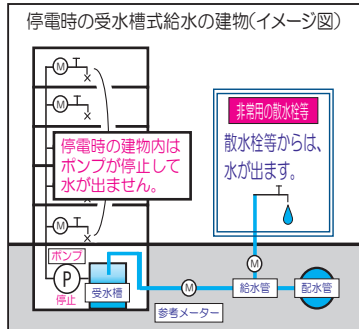
非常用として設置する散水栓は、使用中止の届出をいただくことで、使用を予定していない期間の料金請求はいたしません。

使用の中止および開始の際は、必ずご連絡をお願いいたします。

■連絡先・お問合せ

散水栓の設置は、業務課給排水検査担当 ☎27-8743

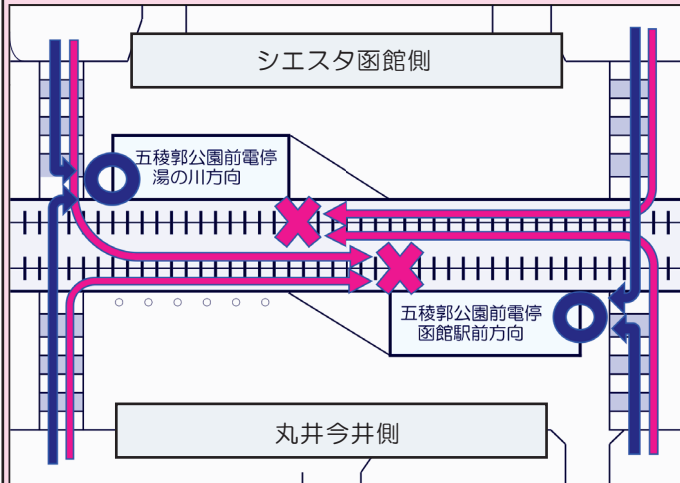
使用の中止・開始は、水道お客さまセンター ☎27-8731



危険！線路内の歩行

線路内を歩行して、電停にたどり着くことは大変危険な行為です。

電停をご利用のお客様は、必ず電停に接している横断歩道をご利用ください。



■お問合せ 安全推進課 ☎32-1725

春は「お引越し」のシーズン 水道の転居手続きを忘れずに

お引越しなどで水道を使用開始するときや使用中止するときは、忘れずに手続きされるようお願いいたします。

お電話でお申込み

お電話では、次のことをご申込みできます。
(できるだけ4～5日前までにご連絡をお願いします。)



- 水道・下水道の使用開始
- 水道・下水道の使用中止、一時的（1か月以上）な使用中止
- 函館市内での住所変更
- 使用者の名義変更

ご連絡・お申込みは

函館市水道お客さまセンター ☎27-8731
函館市水道お客さまセンター東部営業所 ☎86-3533

○ 使用開始の届出が無い場合

→ 止水することがあります。

○ 使用中止の届出が無い場合

→ 使用していても、基本料金が発生します。

(中止手続きを遡ることはできません。)

インターネットでお申込み

インターネットでは、次のことを24時間いつでもお申込みできます。



- (翌営業日の処理になります。)
- 水道・下水道の使用開始
- 水道・下水道の使用中止
- 水道・下水道の使用中止と開始の同時申込

詳しいことは、市HPの留意事項などをご覧ください。

検索 函館 水道 転居

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014021400471/>

水道・下水道・市電についてのご連絡・ご相談は下記どうぞ

ご 用 件		市役所、湯川・銭亀沢・亀田支所の区域にお住まいの方	戸井・恵山・楢法華・南茅部支所の区域にお住まいの方
水道・下水道	○お引越しなどで水道を使用開始・中止するとき ○長期間水道を使用しないとき ○使用者の名義が変わるとき ○水道メーターの検針について ○水道の使用水量・料金について	水道お客さまセンター (受託者 第一環境株式会社) ☎27-8731	水道お客さまセンター東部営業所 (楢法華支所内) (受託者 第一環境株式会社) ☎86-3533
	○お支払い方法を変更するとき ○口座振替について ○水道料金等のお支払いに関する相談について	水道お客さまセンター (受託者 第一環境株式会社) ☎27-8734	
下	○水洗便所改造等資金の貸付について	管理部料金課 調定担当	☎27-4132
水道	○水道の新設・改造工事や凍結・故障について	指定給水装置工事事業者 又は 水道修繕センター	☎83-2661
	○休日、夜間の水道の緊急修理について ○道路上での水道水の漏水について	水道修繕センター	☎83-2661
	○水洗トイレなど排水設備の工事や破損について	指定排水設備工事事業者 又は 下水道管理センター	☎31-7211
	○道路上に汚水があふれているときなど 下水道の維持管理について	下水道管理センター	☎31-7211
市電	○市電の運行時刻、料金、お忘れ物について	交通部事業課 電車担当	☎52-1273
	○各種定期券の販売・料金について	駒場乗車券販売所	☎51-5171
	○市電の乗車券、広告について	交通部事業課 営業担当	☎32-1730